山陽小野田市遠隔臨場試行ガイドライン

令和９年１月１日策定

１　趣旨

本ガイドラインは、山陽小野田市が発注する建設工事及び業務（工事に係る測量、地質・土質調査及び設計業務）において、受注者及び発注者の業務効率化を目的として実施する遠隔臨場に必要な事項を定めたものである。

２　用語の定義

（１）遠隔臨場

モバイル端末による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、立会及び確認を行うことをいう。

（２）モバイル端末等

現場状況等を撮影し、通信する機能を有する機器の総称をいう。
（ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット、情報共有システムによるWebカメラ等）

３　対象

山陽小野田市が発注する全ての工事及び業務（工事に係る測量、地質・土質調査及び設計業務）を対象とし、受発注者の協議により遠隔臨場を実施できるものとする。

４　実施方法

（１）事前打ち合わせ

発注者及び受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用について打ち合せを行うものとする。なお、受注者は、遠隔臨場で確認する項目・内容を施工計画書又は業務計画書に記載するものとする。また、使用するツールについても、併せて打ち合わせを行うものとする。

（２）段階確認・立会・確認の実施

受注者は、モバイル端末等を用いて、監督職員に映像及び音声を同時に配信し、双方向の通信を行うものとする。

監督職員が必要な情報を得ることができた場合は、臨場に代えることが出来るものとする。ただし、監督職員が必要な情報を得られなかったと判断した場合は、受注者にその旨を伝え、現場での臨場により実施するものとする。

（３）記録と保存

受注者は、遠隔臨場において映像及び音声を配信するものとし、その記録及び保存を行う必要はないものとする。

５　機器等の手配・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末等の手配及び通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するツールについては、６　推奨ツール等で掲げるものを参考に、受発注者間の協議により決定するものとする。

６　推奨ツール等

推奨ツールは、Teams、Zoom、Webex、情報共有システムで利用できる会議システムとする。

インターネット環境及びシステム要件等については、「山陽小野田市情報共有システム試行ガイドライン（令和８年２月１日策定)」によるものとする。

７　費用

受注者が手配するモバイル端末等及び通信に要する費用は、土木系工事及び設計等業務については、共通仮設費率分または間接原価等に含まれているので別途計上しないものとする。ただし、営繕系工事及び設計等業務（土質調査業務を除く。）については、システム利用料を契約変更により別途対応するものとする。

８　留意事項

（１）安全対策の徹底

遠隔臨場では、撮影者の意識が対象物や画面に集中し、足元への注意が薄れるなど、事故につながるおそれがある。このため、遠隔臨場の実施に当たっては、安全確保対策を徹底すること。

（２）プライバシー等への配慮

受注者は、撮影対象となる作業員等から事前に了解を得ること、プライバシーを侵害する音声を配信しないこと、施工現場外の場所や作業員以外の人物等ができる限り映りこまないようにすることなどに留意すること。

（３）効果の把握

遠隔臨場の適正な実施に資するため、受注者は、遠隔臨場の実施を通じた効果の検証及び課題の抽出等を目的とするアンケート調査等の依頼があった場合、これに協力すること。

９　その他

本ガイドラインは、遠隔臨場以外におけるモバイル端末等の積極的な活用を妨げるものではない。

１０　適用年月日

このガイドラインは、令和９年１月１日以降に入札公告または指名通知を行う工事及び業務（工事に係る測量、地質・土質調査、設計業務）から適用する。なお、適用日以前に契約締結した建設工事等についても、受発注者協議の上、適用することができるものとする。